

東北学院大学の改革に関する意見箱 回答

No.	2026-013
投書日	2026/5/22
タイトル	構内での喫煙所について
投書内容	<p>五橋キャンパスの喫煙所設置について2点お伺いします。</p> <p>1つが、2025年3月の喫煙所等の質問に対して、暫定的に土樋キャンパスに臨時喫煙所を設け、受動喫煙防止と喫煙者への分煙対策を講じております。とありますが、五橋キャンパスにおける喫煙所等の設置などの検討はもうされていないのでしょうか。</p> <p>もう1つが、電子タバコ限定の喫煙所などの設置を検討していただけないのでしょうか。</p> <p>大学内の禁煙は重々承知なのですが、昨今は全面禁煙の建物も増えており、コンビニ等からも喫煙所が撤去されている事が多く、喫煙者は吸える所で吸うという事も大変厳しい状況です。</p>
回答日	2026/6/19
回答	<p>五橋キャンパスにおける喫煙環境について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>喫煙所設置に関するご要望に対し、以下の通り本学の方針を回答いたします。</p> <p>1. 五橋キャンパスにおける喫煙所設置の検討状況について</p> <p>本学では、学生および教職員の健康増進と受動喫煙防止を目的として、「キャンパス内の全面禁煙化」「暫定的」な措置として土樋・泉キャンパスの臨時喫煙所が運用されているものです。</p> <p>五橋キャンパスにおいても、喫煙所設置に関するご意見は継続的にいただき、(2024-007, 2024-035, 2024-037)、その都度検討を重ねてまいりましたが、新キャンパスの設計思想や近隣環境への影響、および全面禁煙の基本方針に鑑み、現時点において新たな喫煙所を設置する予定はなく、2027年3月末をもって土樋・泉キャンパス設置の臨時喫煙所も閉鎖する予定です。</p> <p>2. 電子タバコ・加熱式タバコ限定の喫煙所について</p> <p>電子タバコや加熱式タバコについても、本学の「全面禁煙」の対象に含まれております。</p> <p>これらについても健康への影響が懸念されることや、周囲への配慮の観点から、紙巻きタバコと同様の扱いとしております。そのため、電子タバコ限定であっても、学内に専用のスペース等を設ける予定はありません。</p> <p>3. 今後の対応について</p> <p>近隣のコンビニエンスストア等での喫煙所撤去により、喫煙者の皆様非常に厳しい状況にあることは理解しております。</p> <p>しかしながら、大学としては教育・研究環境における非喫煙者の受動喫煙防止を最優先と考えております。</p> <p>引き続き、禁煙教育や喫煙者への禁煙支援を含めた呼びかけ、加えて、喫煙情報のあった場所の確認を行い各部局と連携を図りながら、定期的な巡回をより一層実施するとともに、今後もより強制力をもった禁煙推進に取り組み、「キャンパス内の全面禁煙化」を推進してまいります。</p>